

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年3月30日

南越前町長 岩倉 光弘

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

橋立

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成29年3月27日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況

経営体数

法人 0 経営体

個人 3 経営体

・集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分ではない

5. 将来の農地利用のあり方

・担い手に集積・集約化する

6. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸付ける

・農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸付ける

7. 地域農業の将来のあり方

・中心経営体のうち1中心経営体を変更（地区外の法人組織→地区外の認定農業者）し、また新たに1名の中心経営体を追加した。今後も農地集積を図りつつ、中心経営体と地域で一体となって農地の維持保全に努めていく